

京都市特別職報酬等審議会

(第 1 回 資料)

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

京 都 市

〈資料目次〉

1	特別職報酬等審議会について	
・	特別職報酬等審議会の設置根拠	1
・	特別職報酬等審議会の流れ	2
2	特別職の位置付け、改定の経過等	
・	特別職の位置付けと市長・副市長の職務・職責	3
・	市会議員の職務・職責	4
・	本市特別職に支給される月例給等の種類	10
・	本市特別職の給料・報酬の改定経過	11
・	本市特別職の給料・報酬の減額状況	12
・	一般職の給与決定の方法と本市給与勧告の状況	13
・	特別職と一般職の累積給与改定率の比較	15
3	政令指定都市の特別職の月例給等の状況	
・	政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和6年7月1日時点・制度値）	16
・	政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和6年7月1日時点・制度値）	18
4	本市の財政状況と政令指定都市の人口規模等・財政状況の比較	
・	令和5年度決算 参考データ集	別紙
・	政令指定都市の人口・歳出規模等の比較	20
5	消費者物価指数、民間役員の報酬等の状況	
・	消費者物価指数（京都市）の推移	21
・	令和5年（2022）消費者物価地域差指数	22
・	民間役員の年間報酬の状況（規模別・役位別）	23
	（参考）関係規程	24
・	京都市特別職の職員の給与に関する条例（抄）	
・	京都市長等の給与の額の特例に関する条例	
・	京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（抄）	
・	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例	

特別職報酬等審議会の設置根拠

○京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

別表第1

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市特別職報酬等審議会	<u>市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。</u>	10人以内	2年

○京都市特別職報酬等審議会規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見の聴取）

第2条 市長は、市会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、京都市人事委員会が地方公務員法第26条の規定に基づく給料表に関する勧告等をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集、定足数等）

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

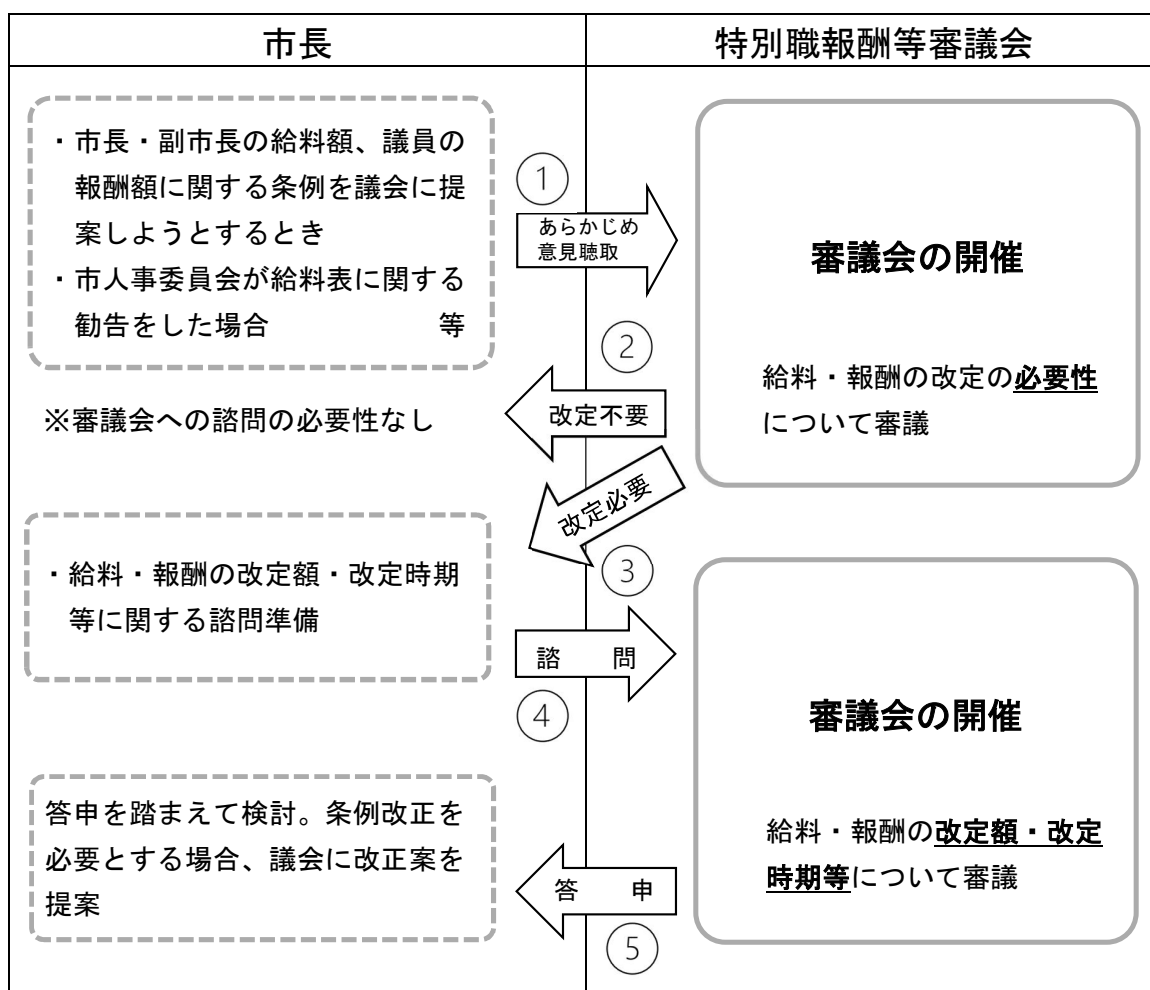
（庶務）

第5条 審議会の庶務は、行財政局において行う。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

特別職報酬等審議会の流れ



【特別職の報酬等について（抄）】（昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知）

2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとすること。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

※ 市についても同様の措置を講ずるものとされている。

【特別職の職員の給与について（抄）】（昭和43年10月17日自治給第94号 行政局長通知）

三役および議会の議員の給与につき審議会に諮問を行うに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して・・・(資料)を提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

特別職の位置付けと市長・副市長の職務・職責

一般職と特別職について（参考：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」）

	一般職	特別職
指揮命令 関係	上司の命令に従って職務を遂行	法律や自己の学識経験等に従って 自らの判断と責任で職務を遂行
専務職	もっぱら地方公務員としての職務 に従事する。	他の職務を有することも妨げられ ない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など、客観的な 能力の実証に基づいて採用、昇任 などが行われる	選挙、任命権者との信頼関係、特定 の知識経験などに基づいて当該職 に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	必ずしも政治的な中立性が要求さ れるわけではない

市長・副市長について（参考：松本英昭「新版 逐条地方自治法」）

	市 長	副市長
選 任	公選	市長が議会の同意を得て選任
任 期	4 年	4 年
退 任	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 議会の不信任決議	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 市長による解職
職 務	・ 市を統轄し代表 ・ 市の事務の管理、執行	・ 市長を補佐し、市長の命を受け 政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務の監督 ・ 市長からの委任を受け、その権 限に属する事務の一部を執行 ・ 市長の職務の代理

市会議員の職務・職責

1 市会の権限 ※詳細は、「私たちの市会」(P 6～P 9) 参照

議決権、選挙権、同意権、検査権・監査の請求権、調査権、意見書の提出権
及び諮問への答申権、請願・陳情受理権、自律権

2 議員及び議長・副議長

(1) 議員

定数	6 7 名
選任	公選
任期	4 年
身分	特別職の公務員
身分の喪失 (主なもの)	・ 任期満了 ・ 辞職 (議会の許可が必要) ・ 除名 (議会の議決による) ・ 住民による解職請求 ・ 議会の解散

(2) 議長・副議長

	議長	副議長
選任	議員の中で選挙	
任期	議員の任期による	
職務権限	・ 議場の秩序の保持 ・ 議事の整理 ・ 市会の事務の統理 ・ 市会を代表	・ 議長の代理

3 議員の活動内容

(1) 議会活動

	開催回数又は日数
定例会	1 回 (3 1 6 日) ※通年議会
本会議	2 1 回
常任委員会 (5 つ)	1 1 2 回 (毎月 2 回程度)
特別委員会	7 8 回
市会運営委員会	2 5 回

※ その他の会議 (理事会等) あり。

※ 数値は令和 5 年度実績

※ 特別委員会の分科会を開催する場合は、それぞれの開催回数を計上している。

(2) 議員活動

会派活動、研修会、議案や質問に関する調査・研究、委員会ごとの他都市調査、市主催行事への参加、各種団体会議・行事への参加、施策研究、市民相談等

(3) 正副議長公務（上記(1)の議会活動を除く）

	日数	件数
議長	1 7 8 日（3 9 日）	2 2 6 件（5 4 件）
副議長	1 1 6 日（3 2 日）	1 6 5 日（3 7 件）

※ （ ）内は土日祝祭日

※ 数値は令和 5 年度実績

私たちの市会



市会議場（市役所本庁舎内）



私たちの生活に関わりの深い
「京都市会」についてご紹介します。

京都市会マスコットキャラクター
またきち・マタリーヌ

京都市会

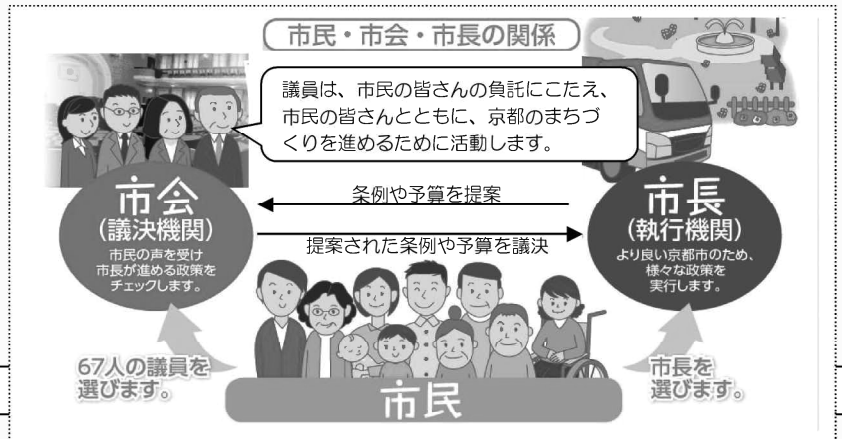
市 会 の 役 割

京都市では、福祉、教育、道路・公園の整備など、私たちの生活に深く関わる様々な仕事をしています。このため、市政には、市民の皆さんの意見が十分に反映されていなければなりません。そこで、市民の皆さんは、その代表者として、市会議員と市長を直接選挙し、市政の運営をゆだねています【二元代表制】。

市会は、条例案など市政に関する様々な審議を行い、市としての意思や基本的な方針を決める議事機関としての役割を持っています。一方、市長は、市会の決定に基づいて、市民の皆さんための仕事を実際に進めていく執行機関としての役割があります。また、市会は、市政が適正に行われているかどうかを監視する役割も持っています。

このように、市会と市長は、独立・対等で車の両輪のような関係にあり、互いに協力・けん制し合いながら、市民の皆さんのためのより良い市政の実現に努めています。

一般的には、市の議会のことを「市議会」といいますが、京都市では、議会が置かれた明治時代から既に使われている「市会」という呼び方を用いています。



市 会 の 主 な 権 限

市会には、市民の代表として十分な活動ができるように、様々な権限が与えられています。

○ 議決権

市会の権限のうち最も基本的なもので、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結などを議決し、市としての意思決定などを行います。

○ 選挙権と同意権

議長・副議長や選挙管理委員などを選挙します。

また、市長が副市長や監査委員などを選任するときに同意を与えます。

○ 検査権・監査の請求権

市の事務に関する書類や計算書を検閲するなどして、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができます。また、監査委員に監査を求め、その結果の報告を求めることができます。

○ 調査権

市の事務を市会として独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

○ 意見書の提出権

市の公益に関することについて、国会や関係のある省庁等に意見書を提出することができます。

○ 請願・陳情の受理権

市政に対する要望など、市民から提出された請願・陳情を受理します。

市 会 の 構 成

市会は、市民の皆さんから選挙で選ばれた議員により構成されます。

○ 議員

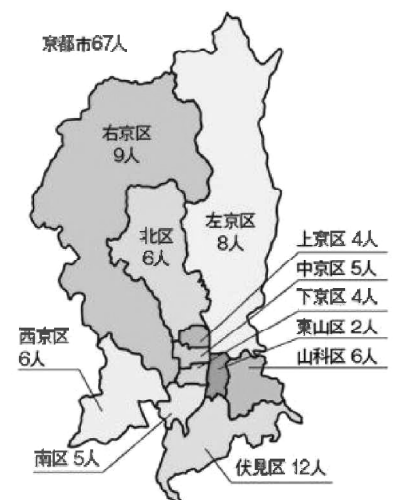
議員は、市民の皆さんの代表として、その声を市政に反映し、市民の皆さんの福祉の増進に努めます。なお、京都市会の議員定数は67人で、議員の任期は4年です。各選挙区別の議員定数は、右図のとおりです。

○ 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市会の事務を指揮・監督します。副議長は、議長が不在のときに、議長に代わってその職務を行います。

○ 会派

政治的に同じ考え方や意見を持った議員が集まってつくる市会内の団体のことをいいます。京都市会では、交渉団体としての会派の結成は、5人以上の所属議員が必要です。



市 会 の 運 営

京都市会では、平成 26 年度から、定例会の回数を年 1 回とする「通年議会」を導入しています。

年 1 回の定例会では、おおむね 1 年間の会期（議会が法的に活動することができる期間）を定め、会期中には、集中的に本会議や委員会を開いて議案等の審議を行うための審議期間（年 4 回：5 月、9 月～10 月、11 月～12 月、2 月～3 月）を定例的に設けるとともに、緊急に議案等の審議が必要な場合には、別途必要な審議期間を設けることとしています。

また、会期中は、審議期間外も、定期的に委員会を開き、付託事件や請願等の審査を行うほか、市政の報告の聴取、所管事務に関する調査や視察を行うなど活発に活動しています。

○ 本会議

全議員が集まって開く会議で、議案の可否などについて、市会の意思を最終的に決定します。



本会議場

○ 委員会

本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員による委員会を設け、議案などについて詳細で専門的な審査を行います。

委員会室



◇ 常任委員会

常設の委員会で、条例などの議案や請願等の審査を行うとともに、それぞれの委員会が担当する市の事務に関する調査などを行っています。

総務消防委員会 (13 名)	環境福祉委員会 (13 名)	文教はぐくみ委員会 (14 名)	まちづくり委員会 (14 名)	産業交通水道委員会 (13 名)
市の計画、財政、税金、防災、消防など	環境、ごみ、福祉、医療など	文化、スポーツ、市民生活、子育て、教育など	都市計画、景観、道路、公園など	観光、商工業、農林業、市バス、地下鉄、水道、下水道など

◇ 特別委員会

特定の問題を審査・調査するため、必要に応じて設置される委員会で、性格上、その問題が終了するまで存続するものです。予算・決算については、特別委員会(67 名)、第 1～3 分科会(22～23 名)を設置して審査を行っています。

◇ 市会運営委員会

市会内部の連絡交渉などのために置かれているもので、本会議の議事運営をはじめ、会議規則、議長の諮問事項、その他市会の運営について協議を行います。

市 会 の 傍 聴 な ど

○ 傍聴（本会議、予算・決算特別委員会（市長総括質疑））

市会の本会議及び予算・決算特別委員会（市長総括質疑）は、傍聴していただけます（盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴可）。開会の 1 時間前から、市役所本庁舎 1 階の庁舎案内所で、先着順に傍聴券を交付しています。

本会議については、5 日前（土・日曜、祝・休日を除く。）までの申込みにより、傍聴席で手話通訳を実施します。

○ モニター放映（委員会）

常任委員会及び特別委員会等の質疑の様子は、市会モニター視聴室でご覧いただけます（盲導犬・介助犬・聴導犬の同伴可）。開会の 1 時間前から、市役所本庁舎 2 階の市会受付で、先着順に視聴券を交付しています。

○ インターネット議会中継

本会議、常任委員会、特別委員会は、市会のホームページからインターネットによる生中継及び録画放映をご覧いただけます。

○ テレビ中継

本会議における各会派の代表質問（質疑）について、KBS 京都による生中継を手話通訳を交えて行っています。

○ 区役所・支所での DVD 放映

より多くの市民の方に市会に接していただけるように、区役所・支所において、予算・決算特別委員会（市長総括質疑）の DVD 放映を実施（市長総括質疑の約 5 日後から 1 週間程度）しています。



本会議場傍聴席

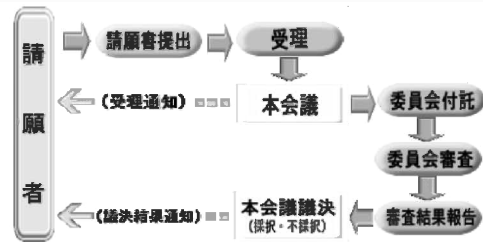
請 願 ・ 陳 情

市民の皆さんはどなたでも、市政に関する要望などについて、請願や陳情として市会に提出することができます。

議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

本会議で採択された請願のうち、措置することが適当と認めるものは、市長などに通知し、要望などの実現を要請します。

なお、陳情については、議員の紹介は不要ですが、採択・不採択の議決は行いません。



市会の広報・情報の公開など

○ 市会だより等の刊行物

市民の皆さんに市会の活動をお知らせして、市会や市政への理解と関心を高めていただくため、「京都市会だより」や各種刊行物（リーフレット、ポスターなど）の発行を通じて広報活動を行っています。

○ 市会ホームページ

市会の役割や構成などを分かりやすく説明するとともに、会議の日程や審議結果、委員会の活動などの情報を掲載しています。本会議や委員会の記録、政務活動費に関する執行状況や収支報告書なども公開しています。

○ 市会図書・情報室（市役所本庁舎2階）

議員の市政その他の調査研究のために設置し、官報及び政府刊行物、京都市や京都府の刊行物、図書、新聞、雑誌及び各種資料等を収集保管しています。市民の皆さんもご利用いただけます（貸出しは行っていません）。

○ 情報の公開

本会議や委員会の記録・各種資料、議員の資産等に関する報告書、政務活動費に関する報告書や領収書などについては、市会図書・情報室で閲覧していただけます。



京都市会基本条例

京都市会では、平成26年3月に、京都市会の「議会基本条例」となる京都市会基本条例を制定し、市会や議員が議会活動を行ううえでの理念や原則・制度など、基本となることを定めています。

○ 条例制定の目的

- ・市会と議員の役割を明確にすること。
- ・市会のあるべき姿や市会の目指すべき方向性を、全議員の共通認識とすること。
- ・市会改革の取組に根拠を与えること。

その先にある究極の目的は…

⇒ 市民の皆さんからの負託にこたえ、市民生活の向上と京都市の発展に貢献することです。

○ 条例の特徴

- ・「京都ならではの自治の歴史」に注目し、「前文」で京都らしさを表現
- ・市長等に対する監視機能の強化や、政策立案・政策提案の活性化を規定
- ・市民の皆さんにとって開かれた市会となることを重視
- ・大学の多い京都のまちの特性をいかし、専門的な知見の積極的な活用を規定



〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市会事務局（市役所本庁舎2階）

総務課（庶務、本会議の傍聴）電話 075(222)3700 FAX 075(222)3713

議事課（議事運営、請願・陳情受付）電話 075(222)3703

※ 3課共通

調査課（調査、法制、広報）電話 075(222)3697



（令和5年6月改訂）

本市特別職に支給される月例給等の種類

	市長・副市長	議員
月例給	給料 審議会での審議事項	報酬
	地域手当（※）	—
特別給	期末手当	期末手当
退職時	退職手当	—

※市長、副市長の地域手当の支給は一般職の職員と同様
 地域手当＝給料月額×支給割合（10%…国基準と同様）

地域手当について

- ・ 地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域（市町村単位）に勤務する職員に支給される手当
- ・ 国家公務員については異動の円滑化の観点から、支給地域を原則、都道府県単位に広域化し、京都市域に勤務する国家公務員の支給割合は8%に見直し（令和7年4月：9%、8年4月：8%）※本市の対応については検討中

本市特別職の給料・報酬の改定経過

適用年月 日	S51.11	S53.5	S56.2	S62.12	H3.12	H8.7	現行
改定内容	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	【引上げ】	—
市長	850,000 円	950,000 円	1,020,000 円	1,150,000 円	1,300,000 円	1,390,000 円	1,390,000 円
副市長	660,000 円	740,000 円	800,000 円	930,000 円	1,030,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円
議長	680,000 円	760,000 円	820,000 円	950,000 円	1,050,000 円	1,120,000 円	1,120,000 円
副議長	590,000 円	670,000 円	730,000 円	860,000 円	960,000 円	1,030,000 円	1,030,000 円
議員	520,000 円	600,000 円	660,000 円	790,000 円	890,000 円	960,000 円	960,000 円

※ 昭和 51 年 11 月以降の改定経過を記載

※ 直近に改定した平成 8 年 7 月は、市長等について、それぞれ一般職の給与改定率を基準として改定

※ 平成 13 年 7 月に、特別職報酬等審議会が開催

「給与水準について、特別職の職責を考慮すると高い水準にあるとは思わない。現時点では、諮問・答申は不要」等の意見を聴取し、据え置き

本市特別職の給料・報酬の減額状況

1 市長・副市長

期間	市 長	副市長
平成 13 年 3 月～ 平成 20 年 12 月	△15%	△10%
平成 21 年 1 月～ 令和 3 年 3 月	△20%	△12%
令和 3 年 4 月～ 令和 6 年 3 月	△30%	△15%
令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 3 月	△30%	△12%

※ 減額の対象は、給料、地域手当及び期末手当

2 議員（議長、副議長を含む。）

期 間	報酬
平成 13 年 4 月～ 平成 20 年 3 月	△5%
平成 21 年 4 月～ 平成 23 年 3 月	△5%
平成 23 年 4 月～ 平成 31 年 3 月	△10%
令和元年 6 月～ 令和 4 年 3 月	△10%
令和 4 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	△15%
令和 6 年 1 月～ 令和 9 年 3 月 (現任期)	△20%

※ 別途、期末手当について、令和 2 年 6 月支給分は△15%、令和 3 年 6 月及び
12 月支給分は△7.5%の減額を実施

一般職の給与決定の方法と本市給与勧告の状況

1 給与決定の方法

地方公務員法（抄）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、（中略）が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条（略）

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

（給料表に関する報告及び勧告）

第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

2 本市人事委員会勧告の状況

令和6年度の人事委員会の報告及び勧告のポイント

- 1 本市職員給与が市内民間給与を 8,921 円（2.23%）下回っていることから、給料表を引上げ【令和6年4月から実施】
- 2 期末手当及び勤勉手当（ボーナス）の年間支給月数を 0.10 月分引上げ
4.50 月→4.60 月【条例公布の日から実施】

※令和6年度の人事委員会勧告を踏まえた給与改定案については、関係条例を市会に提案中

(近年の人事委員会勧告の内容)

年	月 例 給			期末・勤勉手当		平均年間給与の増減	
	公 民 較 差		改定	支給月数	改定	増減額	増減率
H26	948 円	(0.24%)	給料表引上げ	4.10 月	+0.15 月	7.6 万円	1.2%
H27	1,195 円	(0.30%)	給料表引上げ	4.20 月	+0.10 月	5.9 万円	0.9%
H28	62 円	(0.02%)	—	4.30 月	+0.10 月	4.0 万円	0.6%
H29	36 円	(0.01%)	—	4.40 月	+0.10 月	4.0 万円	0.6%
H30	40 円	(0.01%)	—	4.45 月	+0.05 月	2.0 万円	0.3%
R1	392 円	(0.10%)	給料表引上げ	4.50 月	+0.05 月	2.7 万円	0.4%
R2	△42 円	(△0.01%)	—	4.45 月	△0.05 月	△2.0 万円	△0.3%
R3	△35 円	(△0.01%)	—	4.30 月	△0.15 月	△5.9 万円	△0.9%
R4	108 円	(0.03%)	—	4.40 月	+0.10 月	3.9 万円	0.6%
R5	3,770 円	(0.95%)	給料表引上げ	4.50 月	+0.10 月	10.2 万円	1.6%
R6	8,921 円	(2.23%)	給料表引上げ	4.60 月	+0.10 月	18.8 万円	2.9%

(注) 1 期末・勤勉手当の支給月数は、改定後の月数である。

2 平均年間給与は、事務・技術職員の給与である。

(参 考) 令和6年度人事院勧告の状況

○月例給 官民較差：11,183 円 (2.76%)

採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

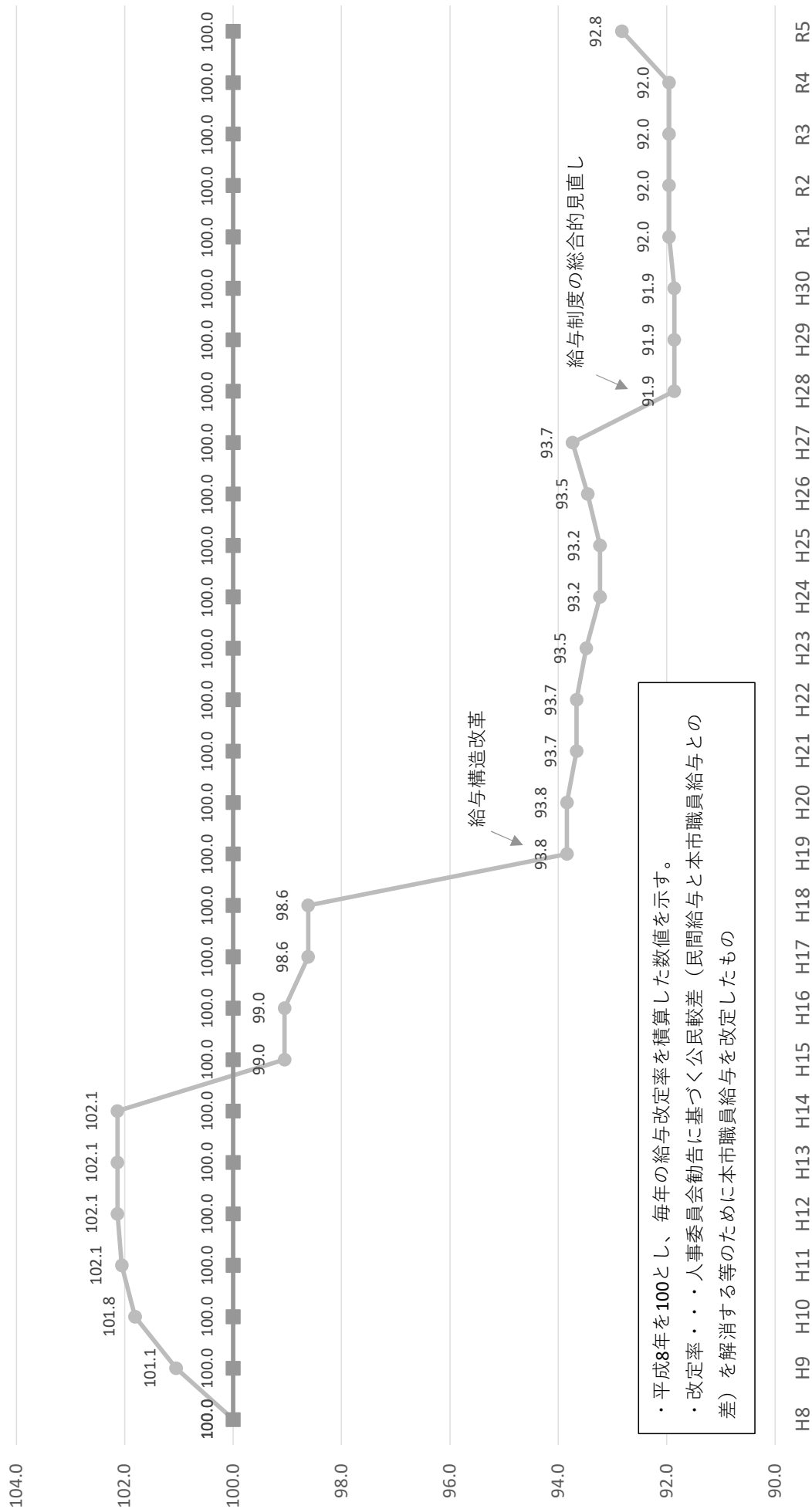
若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

○期末・勤勉手当

年間 4.50 月分→4.60 月分

特別職と一般職の累積給与改定率の比較（制度値）

● 一般職 ■ 特別職



政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和6年7月1日時点・制度値）

【市 長】

（単位：円）

区 分	制度値				(参考) 給与減額措置後の 実年間支給額
	月例給	期末手当	年間支給額	退職手当	
札幌市	⑪ 1,318,400 *	6,467,072	⑬ 22,287,872	⑬ 28,876,800	⑧ 22,287,872
仙台市	⑨ 1,349,300 *	6,618,644	⑪ 22,810,244	⑥ 33,955,200	⑦ 22,810,244
さいたま市	⑦ 1,413,350 *	6,811,118	⑦ 23,771,318	⑪ 29,496,000	④ (23,403,820)
千葉市	⑫ 1,317,000	7,111,800	⑩ 22,915,800	⑦ 33,504,480	⑥ 22,915,800
川崎市	⑧ 1,392,000 *	6,699,360	⑨ 23,403,360	⑨ 29,952,000	⑤ 23,403,360
横浜市	③ 1,599,000	8,634,600	③ 27,822,600	④ 34,384,896	① 27,822,600
相模原市	⑭ 1,279,040 *	6,098,164	⑮ 21,446,644	⑱ 21,926,400	⑩ 21,446,644
新潟市	⑳ 1,174,000	4,226,400	⑳ 18,314,400	⑭ 28,739,520	⑯ 18,314,400
静岡市	⑰ 1,250,000	6,675,000	⑭ 21,675,000	⑰ 24,000,000	⑨ 21,675,000
浜松市	⑮ 1,277,000	6,110,445	⑮ 21,434,445	⑰ 20,000,000	⑪ 21,434,445
名古屋市	① 1,687,050 *	8,130,114	① 28,374,714	① 42,249,600	⑳ (8,000,000)
京都市	⑤ 1,529,000 *	7,092,474	⑤ 25,440,474	⑤ 34,027,200	⑰ (17,808,332)
大阪市	② 1,669,000	8,211,480	② 28,239,480	—	⑱ (16,943,688)
堺市	⑬ 1,309,000 *	6,754,440	⑫ 22,462,440	⑮ 28,560,000	⑰ (15,723,708)
神戸市	④ 1,579,200 *	8,432,928	④ 27,383,328	② 41,961,600	⑫ (21,063,369)
岡山市	⑱ 1,194,800 *	6,451,920	⑱ 20,789,520	⑧ 30,624,000	⑬ 20,789,520
広島市	⑨ 1,349,300 *	7,286,220	⑧ 23,477,820	③ 40,872,000	③ 23,477,820
北九州市	⑯ 1,266,900 *	6,123,062	⑰ 21,325,862	⑯ 26,568,000	⑮ (19,100,565)
福岡市	⑥ 1,430,000 *	6,939,400	⑥ 24,099,400	⑨ 29,952,000	② 24,099,400
熊本市	⑰ 1,193,000	4,867,440	⑰ 19,183,440	⑫ 29,204,640	⑭ 19,183,440
平均	1,378,817 *	—	23,332,908	30,992,333	(20,585,201)

京都府知事	1,413,448 *	6,865,064	23,826,440	38,449,920	(21,920,324)
-------	-------------	-----------	------------	------------	----------------

注 1：＊は地域手当制度のある都市
注 2：（参考）の（ ）内は給与減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市長・副市長の月例給等（令和6年7月1日時点・制度値）

【副市長】

（単位：円）

区分	制度値				(参考) 給与減額措置後の 実年間支給額
	月例給	期末手当	年間支給額	退職手当	
札幌市	⑫ 1,060,900 *	5,203,972	⑫ 17,934,772	⑦ 18,540,000	⑨ 17,934,772
仙台市	⑬ 1,050,600 *	5,153,448	⑬ 17,760,648	⑩ 18,115,200	⑩ 17,760,648
さいたま市	⑥ 1,110,900 *	5,353,572	⑧ 18,684,372	⑮ 15,301,440	⑦ (18,394,242)
千葉市	⑪ 1,064,000	5,745,600	⑪ 18,513,600	⑧ 18,385,920	⑤ 18,513,600
川崎市	⑦ 1,102,000 *	5,303,660	⑩ 18,527,660	⑪ 17,328,000	④ 18,527,660
横浜市	① 1,285,000	6,939,000	① 22,359,000	④ 21,279,600	① 22,359,000
相模原市	⑭ 1,047,200 *	4,992,806	⑭ 17,559,206	⑯ 13,464,000	⑫ 17,559,206
新潟市	⑰ 948,000	3,412,800	⑳ 14,788,800	⑭ 15,334,848	⑳ 14,788,800
静岡市	⑲ 940,000	5,019,600	⑰ 16,299,600	⑱ 11,280,000	⑭ 16,299,600
浜松市	⑳ 928,000	4,440,480	⑱ 15,576,480	⑳ 10,000,000	⑱ 15,576,480
名古屋	② 1,265,000 *	6,096,200	③ 21,276,200	② 23,760,000	⑥ (18,502,366)
京都	④ 1,210,000 *	5,612,750	④ 20,132,750	⑤ 20,803,200	⑪ (17,716,820)
大阪	⑧ 1,096,000	5,392,320	⑨ 18,544,320	⑥ 19,991,040	⑯ (15,948,115)
堺市	⑨ 1,089,000 *	5,619,240	⑦ 18,687,240	⑫ 17,107,200	⑰ (15,884,154)
神戸市	③ 1,243,200 *	6,638,688	② 21,557,088	① 26,640,000	⑧ (18,323,524)
岡山市	⑱ 947,600 *	5,117,040	⑯ 16,488,240	⑰ 13,248,000	⑬ 16,488,240
広島市	⑩ 1,081,500 *	5,840,100	⑥ 18,818,100	③ 23,688,000	③ 18,818,100
北九州市	⑮ 1,009,400 *	4,878,538	⑮ 16,991,338	⑬ 15,993,600	⑮ (16,063,799)
福岡市	⑤ 1,144,000 *	5,551,520	⑤ 19,279,520	⑨ 18,220,800	② 19,279,520
熊本市	⑯ 949,000	3,871,920	⑯ 15,259,920	⑯ 10,932,480	⑯ 15,259,920
平均	1,078,565 *	—	18,251,943	17,470,666	(17,499,928)

京都府副知事	1,119,162 *	5,435,728	18,865,672	21,114,720	(18,111,040)
--------	-------------	-----------	------------	------------	----------------

注1：＊は地域手当制度のある都市
注2：（参考）の（ ）内は給与減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和6年7月1日時点・制度値）

（単位：円）

区 分	議 長				副 議 長			
	制 度 値		報酬月額	報酬等減額措置後の実年間支給額	制 度 値		報酬月額	報酬等減額措置後の実年間支給額
	報酬月額	期末手当			報酬月額	期末手当		
札幌市	⑨ 1,040,000	5,127,200	⑨ 17,607,200	⑥ 17,607,200	⑧ 950,000	4,683,500	⑧ 16,083,500	⑤ 16,083,500
仙台市	⑪ 1,020,000	5,028,600	⑪ 17,268,600	⑧ 17,268,600	⑪ 910,000	4,486,300	⑪ 15,406,300	⑧ 15,406,300
さいたま市	⑫ 992,000	4,890,560	⑫ 16,794,560	⑩ 16,794,560	⑫ 886,000	4,367,980	⑫ 14,999,980	⑩ 14,999,980
千葉市	⑭ 930,000	5,022,000	⑭ 16,182,000	⑬ 16,182,000	⑭ 840,000	4,536,000	⑬ 14,616,000	⑬ 14,616,000
川崎市	⑩ 1,030,000	5,077,900	⑩ 17,437,900	⑦ 17,437,900	⑩ 920,000	4,535,600	⑩ 15,575,600	⑦ 15,575,600
横浜市	② 1,179,000	6,366,600	① 20,514,600	① 20,514,600	② 1,061,000	5,729,400	① 18,461,400	① 18,461,400
相模原市	⑳ 779,000	3,840,470	⑱ 13,188,470	⑱ 13,188,470	⑱ 713,000	3,515,090	⑱ 12,071,090	⑱ 12,071,090
新潟市	⑲ 786,000	2,829,600	⑳ 12,261,600	⑳ 12,261,600	⑳ 707,000	2,545,200	⑳ 11,029,200	⑳ 11,029,200
静岡市	⑯ 824,000	4,400,160	⑯ 14,288,160	⑯ 14,288,160	⑰ 735,000	3,924,900	⑯ 12,744,900	⑯ 12,744,900
浜松市	⑱ 803,000	3,842,355	⑱ 13,478,355	⑱ 13,478,355	⑱ 717,000	3,430,845	⑱ 12,034,845	⑱ 12,034,845
名古屋	① 1,225,000	5,506,374	② 20,206,374	④ (18,001,374)	① 1,078,000	4,845,610	③ 17,781,610	⑥ (15,841,210)
京都市	④ 1,120,000	5,278,000	④ 18,718,000	⑭ (16,030,000)	④ 1,030,000	4,853,874	④ 17,213,874	⑪ (14,741,874)
大阪市	⑥ 1,080,000	5,119,200	⑦ 18,079,200	⑪ (16,519,200)	⑦ 960,000	4,550,400	⑨ 16,070,400	⑫ (14,678,400)
堺市	⑬ 950,000	4,902,000	⑬ 16,302,000	⑫ 16,302,000	⑬ 850,000	4,386,000	⑭ 14,586,000	⑭ 14,586,000
神戸市	③ 1,140,000	6,087,600	③ 19,767,600	② 19,767,600	③ 1,040,000	5,553,600	② 18,033,600	② 18,033,600
岡山市	⑮ 850,000	4,590,000	⑮ 14,790,000	⑮ 14,790,000	⑮ 770,000	4,158,000	⑮ 13,398,000	⑮ 13,398,000
広島市	⑦ 1,060,000	5,724,000	⑤ 18,444,000	③ 18,444,000	⑨ 930,000	5,022,000	⑦ 16,182,000	④ 16,182,000
北九州市	⑤ 1,090,000	5,294,674	⑥ 18,374,674	⑨ (16,820,716)	⑤ 980,000	4,760,350	⑤ 16,520,350	⑨ (15,123,212)
福岡市	⑦ 1,060,000	5,225,800	⑧ 17,945,800	⑤ 17,945,800	⑥ 970,000	4,782,100	⑥ 16,422,100	③ 16,422,100
熊本市	⑰ 822,000	3,353,760	⑱ 13,217,760	⑱ 13,217,760	⑱ 748,000	3,051,840	⑱ 12,027,840	⑱ 12,027,840
平均	989,000	—	16,743,343	(16,342,995)	889,750	—	15,062,929	(14,702,853)

京都市	1,120,000	5,440,400	18,880,400	18,880,400	1,030,000	5,003,224	17,363,224	17,363,224
-----	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	------------	------------

注：（参考）の（ ）内は報酬等減額措置後の実年間支給額

政令指定都市の市会議員の報酬額等（令和6年7月1日時点・制度値）

（単位：円）

区 分	議員				(参考) 報酬等減額措置後の実年間支給額
	制度値		年間支給額		
	報酬月額	期末手当			
札幌市	⑧ 860,000	4,239,800	⑨ 14,559,800	⑤ 14,559,800	
仙台市	⑩ 840,000	4,141,200	⑩ 14,221,200	⑦ 14,221,200	
さいたま市	⑫ 819,000	4,037,670	⑫ 13,865,670	⑨ 13,865,670	
千葉市	⑭ 770,000	4,158,000	⑬ 13,398,000	⑬ 13,398,000	
川崎市	⑪ 830,000	4,091,900	⑪ 14,051,900	⑧ 14,051,900	
横浜市	③ 953,000	5,146,200	① 16,582,200	① 16,582,200	
相模原市	⑰ 670,000	3,303,100	⑰ 11,343,100	⑰ 11,343,100	
新潟市	⑲ 659,000	2,372,400	⑳ 10,280,400	⑳ 10,280,400	
静岡市	⑱ 663,000	3,540,420	⑯ 11,496,420	⑯ 11,496,420	
浜松市	⑳ 648,000	3,100,680	⑲ 10,876,680	⑲ 10,876,680	
名古屋市	① 990,000	4,450,050	② 16,330,050	⑥ (14,548,050)	
京都市	② 960,000	4,524,000	④ 16,044,000	⑩ (13,740,000)	
大阪市	⑤ 880,000	4,171,200	⑧ 14,731,200	⑫ (13,459,200)	
堺市	⑬ 780,000	4,024,800	⑭ 13,384,800	⑭ 13,384,800	
神戸市	④ 930,000	4,966,200	③ 16,126,200	② 16,126,200	
岡山市	⑮ 710,000	3,834,000	⑮ 12,354,000	⑮ 12,354,000	
広島市	⑧ 860,000	4,644,000	⑤ 14,964,000	③ 14,964,000	
北九州市	⑤ 880,000	4,274,600	⑦ 14,834,600	⑪ (13,580,028)	
福岡市	⑤ 880,000	4,338,400	⑥ 14,898,400	④ 14,898,400	
熊本市	⑯ 678,000	2,766,240	⑱ 10,902,240	⑱ 10,902,240	
平均	813,000	—	13,762,243	(13,431,614)	

京都府	960,000	4,663,200	16,183,200	16,183,200
-----	---------	-----------	------------	------------

注：（参考）の（ ）内は報酬等減額措置後の実年間支給額

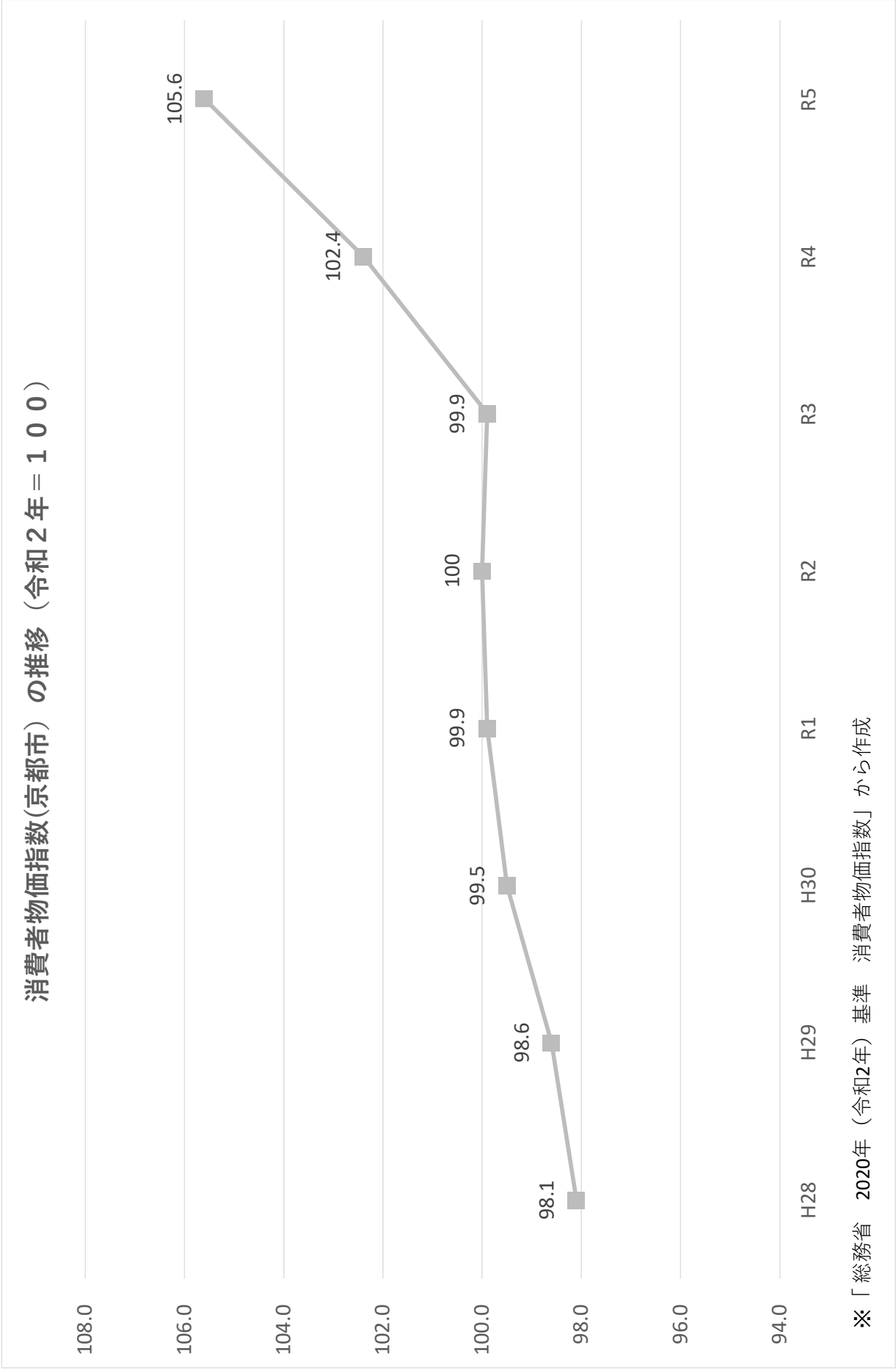
政令指定都市の人口・歳出規模等の比較

	人口（人）	面積（km ² ）	歳出（億円）
札幌市	④ 1,965,305	③ 1,121.26	④ 12,000
仙台市	⑪ 1,092,708	⑦ 786.35	⑫ 5,839
さいたま市	⑨ 1,347,547	⑮ 217.43	⑩ 6,676
千葉市	⑫ 981,909	⑮ 271.76	⑬ 5,067
川崎市	⑥ 1,548,254	⑳ 142.96	⑧ 8,013
横浜市	① 3,767,635	⑪ 438.23	① 19,579
相模原市	⑮ 723,435	⑭ 328.91	⑳ 3,372
新潟市	⑮ 767,713	⑧ 726.19	⑮ 4,263
静岡市	⑳ 673,804	② 1,411.93	⑲ 3,526
浜松市	⑮ 776,750	① 1,558.11	⑮ 4,101
名古屋市	③ 2,322,143	⑮ 326.46	③ 13,948
京都市	⑧ 1,436,247	⑤ 827.83	⑥ 9,554
大阪市	② 2,777,328	⑰ 225.34	② 19,514
堺市	⑭ 808,404	⑲ 149.83	⑭ 4,433
神戸市	⑦ 1,492,953	⑨ 557.05	⑦ 9,316
岡山市	⑲ 712,940	⑥ 789.95	⑮ 3,777
広島市	⑩ 1,180,822	④ 906.69	⑨ 7,076
北九州市	⑬ 909,579	⑩ 492.50	⑪ 6,140
福岡市	⑤ 1,645,863	⑬ 343.47	⑤ 11,049
熊本市	⑰ 735,675	⑫ 390.32	⑰ 4,055

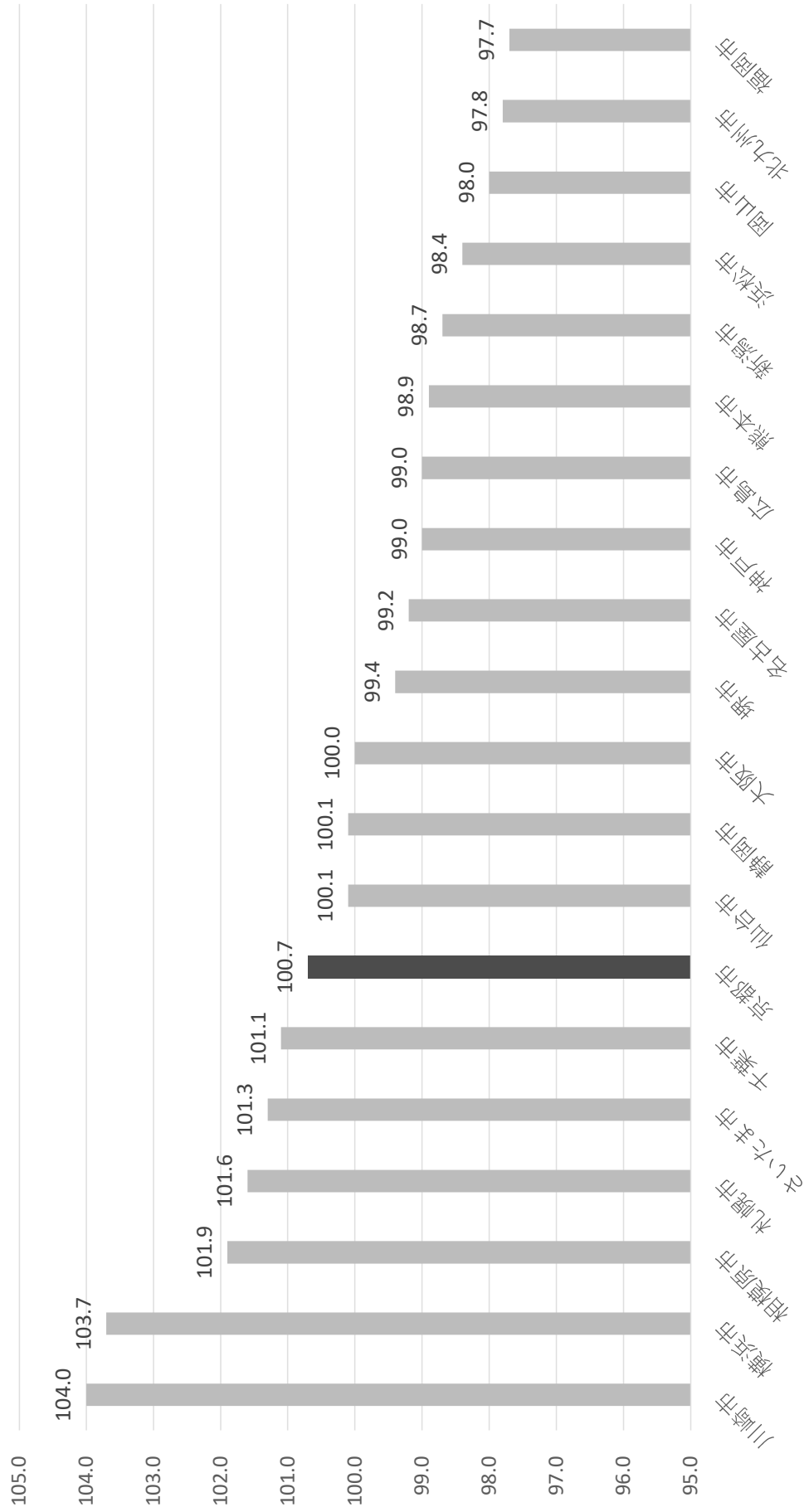
※ 人口は令和6年4月1日現在の推計人口。

※ 面積は国土交通省国土地理院 令和6年全国都道府県市区町村別面積調
（4月1日時点）より

※ 歳出は令和5年度決算（普通会計）



令和5年（2023）消費者物価地域差指数（全国平均＝100）



※「総務省 小売物価統計調査（構造編）2023年（令和5年）結果」から作成

※消費者物価地域差指数：各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したもの

民間役員の年間報酬の状況（企業規模別・役名別）

（単位：万円）

	会長	副会長	社長	副社長	専務	常務	専任取締役
全規模	6391.1	5821.5	5196.8	4494.4	3246.9	2480.0	2086.6
3,000人以上	9305.8	* 7579.4	8602.6	6008.8	4545.0	3354.8	2990.8
1,000人以上3,000人未満	5813.1	* 6205.7	5275.6	3947.9	3343.6	2464.2	2100.3
500人以上1,000人未満	5636.4	* 3062.6	4225.5	3510.6	2543.4	2154.4	1836.6

※ 人事院 令和5年民間企業における役員報酬（給与）調査から作成

※ 令和4年の1年間引き続いて在任した常勤の役員に、同年中に支払われた賞与を含む年間報酬（給与）を示す。

※ * は集計実人員が20人以下であることを示す。

○京都市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第2条 特別職の職員の給料月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1） 市長 1,390,000円

（2） 副市長 1,100,000円

（3） 教育長 京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級である職員（以下「7級職員」という。）のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

（4） 常勤の監査委員 660,000円

（5） 公営企業の管理者 7級職員のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員の給料の支給については、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（通勤手当）

第3条 特別職の職員の通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

（地域手当）

第4条 特別職の職員の地域手当は、一般職の職員の例により支給する。

（期末手当）

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1月以内に退職した特別職の職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の162.5以内

（2） 教育長及び公営企業の管理者（以下「教育長等」という。） 100分の215以内

3 前項の算定基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

（1） 市長等 それぞれその基準日現在（退職した市長等にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次に掲げる額を加算した額

ア 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額

イ 給料月額に100分の25を乗じて得た額

（2） 教育長等 7級職員の期末手当の算定基礎額の例による額

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職員の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

（退職手当）

第6条 特別職の職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

第7条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の51

（2） 副市長 100分の39.4

（3） 教育長 100分の30.8

（4） 常勤の監査委員 100分の15.4

(5) 公営企業の管理者 100分の30.8

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「国家公務員定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の一般職の国家公務員（国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員を退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて一般職の地方公務員となった者（以下「特定地方公務員」という。）を含む。第2号及び次条において同じ。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職の職員となった者が退職した場合における退職手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職の職員としての在職月数（次条の規定により通算されることとなる期間を除く。）について前項の規定を準用して算定した額

(2) 次条の規定により特別職の職員としての在職月数に通算されることとなる期間について、その者が当該国家公務員（特定地方公務員にあつては、一般職の地方公務員）を退職した日（以下この号において「基準日」という。）に受けていた給料の特別職の職員を退職した日現在の月額を基礎とし、かつ、基準日に本市の職員を退職したものとして、京都市職員退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

3 前2項の在職月数に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第8条 国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員が退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職の職員となった場合における当該一般職の国家公務員としての引き続いた在職期間（特定地方公務員にあつては、国家公務員としての在職期間及び地方公務員としての在職期間）は、その者の特別職の職員としての在職月数に通算する。

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、議会の議決を経て、退職手当を支給せず、又はその額を変更することができる。

2 前条に規定する特別職の職員が退職し、引き続いて国家公務員定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の国家公務員となった場合においては、第6条の規定にかかわらず、退職手当は、支給しない。

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、特別職の職員の退職手当の支給については、京都市職員退職手当支給条例の適用を受ける職員の例による。

（教育長等の手当）

第11条 第3条から前条までに定めるもののほか、教育長等の手当は、7級職員の例により支給する。

（公営企業の管理者の控除金）

第12条 第2条から第5条まで及び前2条の規定にかかわらず、公営企業の管理者に給与を支給する際、公営企業に従事する企業職員との均衡を考慮して別に定めるものについては、その給与から控除することができる。

（委任）

第13条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 京都市特別職職員退職手当支給条例は、廃止する。

（適用区分）

3 第6条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

○京都市長等の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等（市長及び副市長をいう。以下同じ。）に支給する給料、地域手当及び期末手当の額について、京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料、地域手当及び期末手当の額の特例)

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長等の給料、地域手当及び期末手当の額は、特別職給与条例の規定にかかわらず、特別職給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の12

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

○京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- （1） 議長 月額1,120,000円以内
- （2） 副議長 月額1,030,000円以内
- （3） 議員（議長及び副議長を除く。） 月額960,000円以内

（議員報酬の支給）

第3条 議員報酬は、その月分を翌月7日までに支給する。ただし、退職又は死亡の場合は、その際これを支給する。

2 前項本文の規定にかかわらず、特別の事情がある場合においては、市長は、その支給方法について定めることができる。

第4条 就職し、若しくは退職した月又は異動があった月は、日割りにより計算した額を支給する。

2 議員報酬を受けるべき者が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

（費用の弁償）

第5条 市会議員が職務のため出張するときは、費用弁償として京都市旅費条例を準用し、同条例別表の特級相当額をその都度支給する。

（期末手当）

第6条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、それぞれ基準日の属する月に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、100分の162.5以内の割合を乗じて得た額とする。

3 前項の議員報酬月額は、基準日以前6月間において職に異動がなかった者については、その者が基準日現在において受けるべき議員報酬月額とし、当該期間内において職に異動があった者については、その者がそれぞれの職に在職した期間を勘案して市長が定める額とする。

4 期末手当の支給日については、京都市職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

5 基準日前1月以内に議員を退職し、又は死亡した者については、前各項の規定に準じて期末手当を支給する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬について適用する。

（関係条例の廃止）

2 京都市会議員期末手当支給条例は、廃止する。

○京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市会議員に支給する議員報酬の額について、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬の額の特例)

第2条 令和6年1月1日から令和9年3月31日までににおける市会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。